

広島県告示第四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成三十一年広島県告示第八十四号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画道路事業三・四・三五号寺家中央線

三 事業施行期間

平成三十一年二月七日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし